

高齢者支援課
障害者福祉課

「みなとマリアーージュ制度」の導入に伴う高齢者集合住宅等及び
障害者住宅における入居資格者の拡大について

1 概要

令和2年4月1日から、港区における性的指向に関する制度「みなとマリアーージュ制度」が導入される予定です。

みなとマリアーージュ制度の導入に当たり、本制度の主旨を踏まえ、誰もが、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と家族として暮らすことができるよう、高齢者集合住宅、ケアハウス及び障害者住宅において、親族に限定していた入居資格者に、本制度の利用者を加えることとします。

2 対象住宅等

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 港区立高齢者集合住宅 | 1 住宅（二人用4戸） |
| (2) 港区立ケアハウス | 1 住宅（二人用4戸） |
| (3) 港区立障害者住宅 | 1 住宅（世帯用7戸、世帯用（車いす対応）2戸） |

3 今後の主なスケジュール（予定）

令和2年 2月～	令和2年港区議会第1回定例会（関連する条例の改正）
4月	改正条例施行
	既存入居者等への周知